

大学院大学至善館
研究倫理の促進および研究活動に係る
不正の防止対策に関する基本方針

2023年3月9日
大学院大学至善館 学長

大学院大学至善館は、研究倫理の促進と研究活動に係る不正行為を防止するにあたって大学が、その責任のもとに、積極的に研究倫理の促進および不正行為の防止に関わることで、不正行為が起こりにくい環境を整備する必要があるとの認識のもと、この方針を定める。

大学院大学至善館は、本学における全ての研究活動は研究倫理に基づいて公正に行われなければならない、という認識のもと、文部科学省の定める「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、不正を防止するための取組を全学的に推進する。これにあたり、以下の点について、全構成員（教職員及び学生）で共有する。

- ・ 研究活動は、人類社会における新たな知を生み出す営みであり、その実施にあたっては研究者に倫理と責任感に基づく行動が求められること
- ・ 研究活動に係る不正行為は、研究活動の本質を歪め、人類社会における知の発展を妨げる行為であること
- ・ 研究活動に係る不正行為は、人々の研究活動およびそこから生み出される知への信頼を揺るがし、その発展を妨げるものであること
- ・ 研究活動に係る不正行為は、研究者自身の研究者としての存在意義、ならびに大学の教育研究機関としての存在意義を意義を否定するものであること

以上